

2023年1月13日(金曜日)

〔ファクスだより〕

『船員行政ニュース』 1165 国土交通省海事局  
船員政策課

## 船員の健康確保について

### 産業医制度について①

#### ① 産業医の選任

船員の健康管理を行うためには、船員を使用する船舶所有者に対して、継続的に、医学的な立場からのサポートを行うことが必要であるが、船員については、制度上、指定医師により船舶への乗り組みの可否を判定する制度や常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に対する安全衛生委員会の設置義務はあるものの、医学的知見を持つ者が健康管理を継続的にサポートする制度は設けられていなかった。

このため、常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に対して、面接指導やストレスチェックの実施およびこれらの結果に基づく船員の健康を保持するための措置等で医学に関する専門的知識を必要とするもの（以下「船員の健康管理等」という）を行わせるため、産業医の選任を義務付けられたこと。

なお、船舶所有者は、産業医を選任したときは、その旨の報告書を、遅滞なく、所轄地方運輸局長に提出しなければならないこととしたこと。

また、産業医の身分の安定性を担保し、その職務の遂行の独立性、中立性を高める観点から、船舶所有者は、産業医を選任したとき、産業医が辞任したとき、または産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨およびその理由を安全衛生委員会または団体安全衛生委員会に報告しなければならないこととしたこと。

#### ② 産業医の業務に関する事項の周知

産業医を選任した船舶所有者は、産業医の業務の具体的な内容等について船員に周知させなければならないこととしたこと。

#### ③ 産業医に対する情報の提供

産業医が産業医学の立場から船員の健康確保のために効果的な活動を行うことができるよう、産業医を選任した船舶所有者は、産業医に対し、産業医が船員の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととしたこと。

(続)